

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和二年
十一月二十七日
(金曜日)

目 次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……一

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和二年十一月二十六日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員長 木俊廣

二 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……二二〇、三五三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……一三三、二〇六人

大分市 別府市 中津市 田原市 佐伯市 久見市 津久見市

三三、一九六人 二二、九三八人 一八、〇五五人 二〇、二三一人 一〇、九四〇人 五、〇二二人

日田市 佐賀市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市

二二、九三八人 六、三一六人 八、一九三人 一五、五二九人 一〇、一四九人 九、五五一人

臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市

一九、五五一人 八、六一四人 七、八七五人 六、九六〇人

豊後大野市 由布市 国東市・姫島村 九重町・玖珠町

八、六一四人 七、八七五人 六、九六〇人

大分県選挙管理委員会告示第四十四号

令和二年十一月二十七日

大分県報号外（選管委告示）

令和二年十一月二十七日

大分県報号外（選管委告示）

二

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

五、六三三、一〇〇円